

旭川市庁舎整備検討審議会の会議ルールに関する取扱い

1 会議の公開

会議については公開とする。

2 会議の傍聴等

傍聴者の定員は、会議の都度、会場等を勘案し事務局で定める。

傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定する。

また、傍聴ルールを次のとおりとする。

傍聴ルール

- 1 会議場への入場の際、受付簿に氏名を記入する。
- 2 会議は、静かに傍聴する。
- 3 会議場において発言したり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しない。
- 4 ゼッケンやたすきを着用したり、旗やプラカードを掲げるなど、示威的行動はしない。
- 5 会議場において、許可なく撮影、録音その他これに類する行為をしない。
- 6 その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしない。

3 会議資料の提供

配付または閲覧の方法により、傍聴者に対し会議資料を提供する。

4 会議録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし、発言者の氏名は記載しない。また、会議録の内容については会長及び副会長の確認を得た後に、これを公表する。

5 会議録の公表

会議録については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。